

地方独立行政法人那覇市立病院職員給与規程

平成 20 年 4 月 1 日

規 程 第 7 号

改正 平成 20 年 8 月 1 日施行
改正 平成 20 年 9 月 1 日施行
改正 平成 21 年 1 月 1 日施行
改正 平成 21 年 2 月 1 日施行
改正 平成 21 年 4 月 1 日施行
改正 平成 21 年 11 月 1 日施行
改正 平成 21 年 12 月 1 日施行
改正 平成 22 年 4 月 1 日施行
改正 平成 22 年 8 月 1 日施行
改正 平成 22 年 10 月 27 日施行
改正 平成 22 年 12 月 1 日施行
改正 平成 23 年 3 月 1 日施行
改正 平成 23 年 6 月 1 日施行
改正 平成 23 年 7 月 1 日施行
改正 平成 24 年 1 月 1 日施行
改正 平成 24 年 4 月 1 日施行
改正 平成 25 年 4 月 1 日施行
改正 平成 26 年 4 月 1 日施行
改正 平成 26 年 12 月 1 日施行
改正 平成 27 年 4 月 1 日施行
改正 平成 28 年 3 月 1 日施行
改正 平成 28 年 4 月 1 日施行
改正 平成 28 年 11 月 30 日施行
改正 平成 29 年 4 月 1 日施行
改正 平成 29 年 10 月 1 日施行

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
 - 第2章 給料(第7条—第12条)
 - 第3章 手当(第13条—第25条)
 - 第4章 雑則(第26条—第28条)
- 付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人那覇市立病院職員就業規則(以下「就業規則」という。)に基づき、職員(非常勤職員及び再雇用職員を除く。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、祝日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第3条 時間外勤務手当、祝日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合における勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当及び当該月に支給されるべき特殊勤務手当(ただし、夜間業務手当、夜間看護手当、救急勤務医手当、診療応援手当及びオンコール業務手当(待機したときに支給されるもの)を除く。)の合計額を1ヶ月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の1ヶ月の平均所定労働時間数は、4月1日から翌年3月31日までの現日数から、当該期間中における地方独立行政法人那覇市立病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「勤務時間規程」という。)に定める休日及び祝日(以下「祝日等」という。)の日数を差し引いた日数に1日の所定労働時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間数とする。この場合において、その時間数に端数が生じる場合は、小数点以下第2位を切り捨てるものとする。

(給与の減額)

第4条 職員が勤務しないときは、祝日等、職務専念義務を免除された場合(給与を減額する旨定められている場合を除く。)その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた給与期間の分をその給与期間以降の給料から差し引くものとする。ただし、離職、休職等により、減額すべき給与額を給料から差し引くことができないときは、未支給の給与から差し引くものとする。

3 第1項の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を前条第2項に定める時間数で除して得た額とする。

(端数計算)

第5条 給与を減額する場合の勤務1時間当たりの給与額及び勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、祝日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 給料を減額する場合の基礎となる時間数並びに時間外勤務手当、祝日勤務手当及び夜間勤務手当の月額の支給の基礎となる勤務時間数は、その月におけるそれぞれの時間数(時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとにそれぞれ集計した時間数)の合計によるものとし、当該時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

3 育児短時間勤務職員の地方独立行政法人那覇市立病院職員の育児・介護休業等に関する規程(以下「育児介護休業規程」という。)第20条の規定により読み替えられた給与規程第9条第1項、第2項及び第4項による給料月額に1円未満の端数を生じたときは、その額を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(控除)

第5条の2 法律又は他の規程に別段の定めがある場合及び次の各号に掲げるものについては、その相当額を職員の給与から控除することができる。

- (1) 那覇市職員厚生会の会員の負担金、立替金及び売掛金の返済金並びに貸付金の返済金及びその利息
- (2) 団体取扱契約に係る生命保険、損害保険、全国市長会任意共済保険及び全国自治体病院協議会グループ保険の保険料並びに全国都市職員災害共済、全日本自治体労働者共済及び全国労働者共済の掛金
- (3) 登録を受けた職員団体の組合費
- (4) 職員共済会の出資金並びに貸付金の返済金及びその利息
- (5) 沖縄県労働金庫の積立金並びに貸付金の返済金及びその利息
- (6) 沖縄県市町村職員共済組合が行う共済貯金の積立金及び遺族附加年金事業の掛金
- (7) 病院敷地内に通勤のための車両(自動二輪等含む。)を駐車する場合の駐車料
- (8) 前各号に掲げるもののほか、職員の過半数を代表する者と協議して決定した控除金

(給与の支払)

第6条 給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第24条の規定に基づき職員代表と締結した労使協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、労使協定に基づき、原則として職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって行うものとする。

第2章 給料

(給料)

第7条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって手当を除いた全額とする。

(給料表の種類及び適用範囲)

第8条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 医師・歯科医師給料表(別表第1)
- (2) 医療技術職給料表(1)(別表第2)
- (3) 医療技術職給料表(2)(別表第3)
- (4) 看護職給料表(1)(別表第4)
- (5) 看護職給料表(2)(別表第5)
- (6) 事務職給料表(1)(別表第6)
- (7) 事務職給料表(2)(別表第7)
- (8) 削除
- (9) 医師事務作業補助員給料表(別表第8の2)

(初任給、昇格及び昇給等の決定)

第9条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、理事長が決定する。

2 職員が、一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が決定する。

3 職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数

は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が決定する。

- 5 55歳(医師又は歯科医師である職員にあっては57歳)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 休職(労働組合の業務に専ら従事する場合を含む。)又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、又は再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、その者の給料月額を調整することができる。

(給料の調整額)

第10条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき給料月額につき適正な調整額を支給する。

- 2 給料の調整額は、医師及び歯科医師である職員に対して支給するものとし、次の表の職務の級の区分に応じて定めた調整基本額に、調整数2(副院長にあっては、5)を乗じて得た額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に勤務時間規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、その額が給料月額の100分の20を超えるときは、給料月額の100分の20に相当する額(育児短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

職務の級	調整基本額
1級	10,800円
2級	13,100円
3級	14,500円
4級	15,600円

(給料の支給方法)

第11条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の初日から末日までとし、当月分を当月20日に支給する。ただし、その日が祝日等に当たるときは、その日前において最も近い祝日等でない日に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要があると認めるときは、支給日を変

更することができる。

- 3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給又は降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 4 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合で、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(給料の日割計算)

第12条 職員が、給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 労働組合の業務に専ら従事する場合又は当該業務の従事が終了したことにより復職した場合
- (3) 育児休業を始め、又は育児休業の終了により復職した場合
- (4) 停職にされ、又は停職の終了により復職した場合
- (5) 那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)に基づき那覇市から派遣され、又は派遣後那覇市に復帰した場合

第3章 手当

(管理職手当)

第13条 管理職員には、管理職手当を支給する。

- 2 管理職手当の月額、別表第8の3に掲げる支給額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 前項の規定による管理職手当の月額は、管理職員の属する職務の級における最高の号給の100分の20を超えてはならない。
- 4 管理職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合は、管理職手当は支給することができない。
 - (1) 外国に出張中の場合
 - (2) 勤務しなかった場合(業務上の負傷又は疾病により承認を得て勤務しなかった場合を除く。)
- 5 管理職員には、第20条から第21条までの規定は適用しない。

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については1万円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については6,500円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については9,000円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 第2項の他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

6 職員が配偶者、兄弟姉妹等と共同して同一人を扶養している場合には、その扶養を受けている者(前項各号に掲げる者に該当する者を除く。)については、主として職員の扶養を受けている場合に限り、扶養親族として認定することができる。

(地域手当)

第15条 地域手当は、医師及び歯科医師である職員に対して支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た額とする。

- 3 前項の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。

(初任給調整手当)

- 第16条 初任給調整手当を支給される職員は、医師又は歯科医師であつて、その採用が学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(医師法(昭和23年法律第201号)に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。)を経た場合にあつては39年、昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練(以下「実地修練」という。)を経た場合にあつては38年)を経過するまでの期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。
 - 3 初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額は採用の日(月の中途において採用されたときは、その月の初日。以下この条において同じ。)以後の期間の区分に応じた別表第9に掲げる額とする。この場合において、大学(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校等で理事長の定めるものを含む。)卒業の日から採用の日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。
 - 4 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされた場合における当該職員に対する別表第9の適用については、当該休職の期間(業務上の傷病又は通勤による傷病により給与の全額を支給される休職の期間を含まないものとする。)は、同表の期間の区分の欄に掲げる期間には算入しない。
 - 5 第1項に規定する職員となった者(第2項に規定する職員を除く。)のうち、その職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(住居手当)

- 第17条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額1万2,000

円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(第3項で定める職員を除く。)に支給する。

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
 - (1) 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額
 - (2) 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円)を1万1,000円に加算した額
- 3 第1項の適用除外される職員は、配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者(第14条第2項に規定する扶養親族で届出がされているものに限る。以下同じ。)以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び理事長がこれに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
 - (2) 通勤のため自動車、自転車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
 - (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 その者の1月の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)(その額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000

円)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離（片道）が次に掲げる距離の区分に応じて、次の表に定める額(育児短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額からその額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)

自動車等の使用距離（片道）	額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
20キロメートル以上25キロメートル未満	1万2,900円
25キロメートル以上30キロメートル未満	1万5,800円
30キロメートル以上35キロメートル未満	1万8,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	2万1,600円
40キロメートル以上45キロメートル未満	2万4,400円
45キロメートル以上50キロメートル未満	2万6,200円
50キロメートル以上55キロメートル未満	2万8,000円
55キロメートル以上60キロメートル未満	2万9,800円
60キロメートル以上	3万1,600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額(その額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

(特殊勤務手当)

第19条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと思えられる業務に従事する職員に対して支給する。

2 特殊勤務手当の額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人那覇市立病院職員特殊勤務手当規程で定める。

(時間外勤務手当)

第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて行った次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に祝日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 前各号の規定にかかわらず、勤務時間規定第7条の規定によりあらかじめ勤務時間規定第4条又は第6条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間規程第5条から第7条の規定に基づく休日における勤務のうち法定休日として指定された日を除く。)の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各号の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(祝日勤務手当)

第21条 祝日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の135(12月29日から翌年の1月3日までにおいて勤務を命ぜられたときは、100分の150)を乗じて得た額を祝日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第22条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

- 2 夜間勤務手当は、休憩時間及び睡眠時間を除いた実働時間に対して支給する。

(管理職の夜間勤務手当)

第23条 第13条第2項に規定する管理職で、正規の勤務時間として勤務することを命ぜられた場合は前条の規定を準用する。

(期末手当及び勤勉手当)

第24条 期末手当は、5月31日及び11月30日(以下これらの日を「基準日」という。)

に在職する職員に対して、その在職期間に応じて支給する。

- 2 勤勉手当は、基準日に在職する職員に対して、その勤務成績に応じて支給する。
- 3 期末手当及び勤勉手当の額その他期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人那覇市立病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(以下「期末勤勉手当規程」という。)で定める。

(手当の支給方法)

- 第25条 管理職手当、扶養手当、地域手当、初任給調整手当及び住居手当は、当月分を当月に支給する。
- 2 通勤手当、時間外勤務手当、祝日勤務手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当は、当月分を翌月に支給する。
 - 3 手当の支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、前2項の規定にかかわらず、その日後に支給することができる。
 - 4 手当は、他に特別の定めがあるものを除くほか、第11条に規定する給料の支給方法に準じて支給する。

第4章 雑則

(休職者の給与)

- 第26条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり就業規則第13条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中の給与の全額(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第28条及び労基法第76条による休業補償並びに労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第14条による休業補償給付を受ける額に相当する金額を除く額)を支給する。
- 2 職員が前項以外の心身の故障により就業規則第13条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職の期間(就業規則第14条第2項の規定により引き続いたものとみなされた期間を含む。)が満1年6月に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。
 - 3 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第13条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
 - 4 職員が就業規則第13条第1項第3号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分

の70以内を支給することができる。

- 5 職員が就業規則第13条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内(業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給することができる。
- 6 就業規則第13条第1項の規定による休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項又は第4項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で基準日の属する月に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、期末勤勉手当規程で定める。

(専従休職者の給与)

第27条 労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(給料等の訂正)

第28条 職員の届出の遅れ等により過払いが生じた場合は、原因の発生日まで遡って是正する。ただし、職員に瑕疵がなく、給料等の決定段階で誤りがあった場合で、理事長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(引継職員に係る給料の決定)

- 2 平成20年4月1日(以下「施行日」という。)において、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定の適用を受けた職員(以下「引継職員」という。)に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
企業行政職給料表	事務職給料表
企業医療職給料表(1)	医師・歯科医師給料表
企業医療職給料表(2)	医療技術職給料表
企業医療職給料表(3)	看護職給料表
企業現業職給料表	現業職給料表

- 3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級(以下「新級」という。)は、引継職員が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級(以下「旧級」という。)と同じ級に決定するものとする
- 4 前項により決定された新級の号給は、旧級の号給と同じ号給に決定するものとし、旧号給を受けていた期間は新号給を受ける期間に通算する。
- 5 前2項の規定にかかわらず、施行日の前日に適用を受けていた給料表の職務の級及び号給(以下「旧級及び旧号給」という。)が付則別表に掲げられている旧級及び旧号給であった引継職員の施行日における職務の級及び号給(以下「新級及び新号給」という。)は、旧級及び旧号給に対応する同表に定める仮定級及び号給とし、旧号給を受けていた期間は新号給を受ける期間に通算する。ただし、他の職員との均衡上必要があると認められる引継職員については、理事長の承認を得てその者の号給を調整することができる。
- 6 前項の規定の適用を受ける引継職員で、その者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額(地方独立行政法人那覇市立病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程の施行の日において同規程付則第3項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額(平成22年12月1日施行の給与規程により、新たに減額改定対象職員となった者は100分の99.34を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる引継職員には、平成26年3月31日までの間においては、給料月額のほか、その差額に相当する額(付則第14項で規定する特定職員にあつては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額)からその額に3分の1を乗じて得た額を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を給料として支給し、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては、給料月額のほか、その差額に相当する額(付則第14項で規定する特定職員にあつては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額)からその額に3分の2を乗じて得た額を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を給料として支給する。
- 7 施行日において、第9条第2項に定める異動をした引継職員の給料は、第2項から第4項までの規定を施行日の前日に適用されたものとみなして、当該異動に係る給料を決定するものとする。
(平成18年度給与構造改革等に伴う給料の保障に関する経過措置)
- 8 引継職員及び那覇市からの派遣職員のうち、施行日の前日において旧企業職員給与規程第2条の規定により準用する那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第18号。以下「平成18年改正条例」という。)第7項の規定の適用

を受けていた職員の給料の保障については、なお平成18年改正条例の例による。
(平成18年度給与構造改革等に伴う給料の調整額の保障に関する経過措置)

- 9 引継職員である医師及び歯科医師のうち、施行日の前日において旧企業職員給与規程第2条の規定により準用する那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年那覇市規則第17号)第9項及び第10項の規定の適用を受けていたものの給料の調整額の保障については、なお従前の例による。

(平成18年度給与構造改革等に伴う給料の調整額及び管理職手当の額に関する経過措置)

- 10 引継職員のうち、施行日の前日において平成18年改正条例第7項から第9項の規定の適用を受けていた職員に対する第10条第2項及び第13条第3項の規定の適用については、同項中「給料月額 \times 100分の20」とあるのは、「給料月額と那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第18号)付則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額 \times 100分の20」とする。

(初任給調整手当の経過措置)

- 11 引継職員のうち、施行日の前日において那覇市立病院企業職員の初任給調整手当に関する規程(平成15年那覇市病院管理規程第23号)による初任給調整手当の支給を受けていた者については、施行日の前日までに当該手当を支給されていた期間を第16条第3項に規定する手当が支給されていた期間とみなして、同条の規定により手当を支給するものとする。

(管理職手当の特例)

- 12 第13条第1項の規定により管理職手当を支給されている職員のうち事務職給料表(1)及び事務職給料表(2)の適用を受ける職員の管理職手当の月額は、同項の規定にかかわらず、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間、同項の規定により算定した額から当該額の25パーセントに相当する額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)を減じた額とする。

(最高号給の特例)

- 13 第9条第6項中、引継職員で施行日の前日において最高号給に達している者のうち調整額のある医療技術職及び看護師については、最高号給の直近下位との差額分を医療技術職については3号給相当分、看護師については1号給相当分上乗せした金額を当該職員の給料月額とする。

- 14 平成32年3月31日までの間、医療技術職給料表(1)、医療技術職給料表(2)、看護職給料表(1)、看護職給料表(2)、事務職給料表(1)又は事務職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上であるもの(その号給がその職務の級における最低の号給である職員を除く。以下「特定職員」という。)に対す

る給料月額及び第26条第1項から第5項までの規定により支給される給料月額の支給に当たっては、当該特定職員の給料月額に100分の0.2を乗じて得た額を減ずる。

- 15 前項に規定するもののほか、特定職員以外の職員が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 16 特定職員についての第4条及び第20条から第23条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した勤務1時間当たりの給与額から、給料の月額及び当該月に支給されるべき特殊勤務手当（ただし、夜間業務手当及び夜間看護手当を除く。）の合計額を1ヶ月の平均所定労働時間数で除して得た額に100分の0.2を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 17 平成23年12月に支給する第8項の規程による給料については、第8項の規程にかかわらず、那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年那覇市条例第27号。)第3条の規定の例によるものとする。

付則別表
切替表

	医療職（2）		医療職（3）			
	主任等	副技師長	看護師	主任看護師	看護師長	副看護部長
旧級	5級	6級	3級	4級	5級	6級
仮定級 旧号級	4級	5級	2級	3級	4級	5級
17		41			37	
18		42			38	
19		43			39	
20		44			40	
21	45	45	45		41	
22	46	46	46		42	
23	47	47	47		43	
24	48	48	48		44	
25	49	49	49	37	45	
26	50	50	50	38	46	
27	51	51	51	39	47	

28	52	52	52	40	48	
29	53	53	53	41	49	61
30	54	54	54	42	50	62
31	55	55	55	43	51	63
32	56	56	56	44	52	64
33	57	57	57	45	53	65
34	58	58	58	46	54	66
35	59	59	59	47	55	67
36	60	60	60	48	56	68
37	61	61	61	49	57	69
38	62	62	62	50	58	70
39	63	63	63	51	59	71
40	64	64	64	52	60	72
41	65	65	65	53	61	73
42	66	66	66	54	62	74
43	67	67	67	55	63	75
44	68	68	68	56	64	76
45	69	69	69	57	65	77
46	70	70	70	58	66	78
47	71	71	71	59	67	79
48	72	72	72	60	68	80
49	73	73	73	61	69	81
50	74	74	74	62	70	82
51	75	75	75	63	71	83
52	76	76	76	64	72	84
53	77	77	77	65	73	85
54	78	78	78	66	74	86
55	79	79	79	67	75	87
56	80	80	80	68	76	88
57	81	81	81	69	77	89
58	82	82	82	70	78	90
59	83	83	83	71	79	91
60	84	84	84	72	80	92
61	85	85	85	73	81	93

62	86		86	74	82	
63	87		87	75	83	
64	88		88	76	84	
65	89		89	77	85	
66	90		90	78	86	
67	91		91	79	87	
68	92		92	80	88	
69	93		93	81	89	
70	94		94	82	90	
71	95		95	83	91	
72	96		96	84	92	
73	97		97	85	93	
74	98		98	86	94	
75	99		99	87	95	
76	100		100	88	96	
77	101		101	89	97	
78	102		102	90	98	
79	103		103	91	99	
80	104		104	92	100	
81	105		105	93	101	
82			106	94	102	
83			107	95	103	
84			108	96	104	
85			109	97	105	
86			110	98	106	
87			111	99	107	
88			112	100	108	
89			113	101	109	
90			114	102	110	
91			115	103	111	
92			116	104	112	
93			117	105	113	
94			118	106		
95			119	107		

96			120	108		
97			121	109		
98			122	110		
99			123	111		
100			124	112		
101			125	113		
102			126	114		
103			127	115		
104			128	116		
105			129	117		
106			130	118		
107			131	119		
108			132	120		
109			133	121		
110			134	122		
111			135	123		
112			136	124		
113			137	125		
114			138			
115			139			
116			140			
117			141			
118			142			
119			143			
120			144			
121			145			
122			146			
123			147			
124			148			
125			149			
126			150			
127			151			
128			152			
129			153			

備考 各級の仮定級の最高号級を超える号級数は、最高号級数とする。

付 則

この規程は、平成20年8月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成20年9月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成21年1月1日から施行し、第23条の改正規定は平成20年4月1日から、第12条の改正規定は平成20年12月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成21年2月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この規程は、平成21年11月1日から施行する。
- 2 那覇市からの派遣職員については、改正後の地方独立行政法人那覇市立病院職員給与規程の規定にかかわらず、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の例による。

付 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する現業職給料表の適用を受ける職員であって、同日においてその者が属していた職務の級及び号給が3級で113号給を超える号給であるものの切替日における職務の級及び号給は、3級113号給とする。

付 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成 22 年 10 月 27 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、平成23年3月1日から施行し、改正後の付則第6項の規定は平成22年12月1日から、第3条の規定は平成23年1月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成23年6月1日から施行し、改正後の規程は平成23年5月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行し、付則第17項の規程は平成23年12月1日から適用する。
- 2 給料表の異動により、平成24年4月1日での給料月額が平成24年3月31日時点での給料月額に達しない職員については、当分の間差額相当分を支給する。
- 3 第13条の適用を受ける職員で、その者が支給を受ける管理職手当の月額が平成24年3月31日において支給を受けていた月額に達しないときは、平成24年3月31日に支給を受けていた月額を支給する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第18条の規定は、平成26年4月1日から適用する。
(切替日前異動者の号給の調整)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(同日において付則第6項及び第8項の規定に基づいて決定された給料月額にかかわらず、その者に適用される給料表において同日にその者が属していた職務の級及びその者が受けていた号給に対応した給料月額)に達しない職員には、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(付則第14項の特定職員にあっては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を給料として支給する。

付 則

この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年11月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、平成29年10月1日から施行し、平成29年8月1日から適用する。

別表第1(第8条関係)

医師・歯科医師給料表

職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	245,200	330,500	395,500	470,600
2	247,700	333,500	398,400	472,900
3	250,200	336,400	401,300	475,100
4	252,700	339,400	404,100	477,400
5	255,000	342,100	406,800	479,700
6	258,800	345,400	409,500	481,900
7	262,600	348,500	412,300	484,100
8	266,400	351,600	415,000	486,300
9	270,000	354,500	417,500	488,300
10	274,000	357,400	420,200	490,400
11	278,000	360,500	422,900	492,500
12	282,000	363,700	425,600	494,600
13	285,800	366,700	428,000	496,700
14	289,800	370,300	430,500	498,800
15	293,700	373,500	432,900	500,900
16	297,600	377,200	435,400	503,000
17	301,400	380,800	437,600	505,100
18	305,000	383,500	440,000	507,100
19	308,500	386,300	442,400	509,100
20	312,100	389,000	444,800	511,100
21	315,700	391,900	446,600	512,900
22	319,400	394,500	449,000	514,700
23	322,900	397,100	451,400	516,600
24	326,400	399,500	453,700	518,500
25	329,900	401,800	455,800	520,200

26	332,700	404,100	458,100	522,000
27	335,300	406,400	460,300	523,800
28	337,900	408,700	462,600	525,600
29	340,700	411,000	464,800	527,400
30	342,800	413,100	467,100	529,200
31	345,000	415,100	469,400	531,000
32	347,400	417,200	471,600	532,800
33	349,700	419,300	473,600	534,400
34	352,100	421,200	475,700	536,200
35	354,300	423,200	477,800	537,900
36	356,800	425,200	479,900	539,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300
38	361,600	429,200	483,800	542,900
39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900
41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300

61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	
78		476,000	530,700	
79		476,600	531,600	
80		477,100	532,500	
81		477,700	533,300	
82		478,200	534,200	
83		478,700	535,100	
84		479,200	536,000	
85		479,600	536,800	
86		480,200	537,700	
87		480,600	538,600	
88		481,100	539,500	
89		481,600	540,300	
90		482,200		
91		482,800		
92		483,200		
93		483,700		
94		484,300		
95		484,900		

96		485,500	
97		486,000	

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

別表第2（第8条関係）

医療技術職給料表（1）

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	140,300	178,200	213,600	241,900	278,100	325,500	370,300	436,400
2	141,700	179,800	215,200	243,500	280,100	327,500	373,000	439,000
3	143,100	181,400	216,800	245,100	282,300	329,700	375,600	441,500
4	144,500	183,000	218,400	246,700	284,400	331,900	378,300	444,100
5	145,700	184,500	220,000	248,100	286,600	333,900	380,700	446,500
6	147,500	186,100	221,700	249,700	288,700	336,100	383,400	449,000
7	149,200	187,700	223,400	251,200	290,800	338,200	386,000	451,500
8	150,900	189,300	225,100	252,800	292,900	340,400	388,700	454,000
9	152,600	190,900	226,800	254,300	294,900	342,300	390,800	456,400
10	154,300	192,600	228,600	255,900	297,100	344,400	393,100	458,800
11	156,000	194,300	230,400	257,400	299,200	346,600	395,300	461,400
12	157,800	196,000	232,100	258,900	301,400	348,700	397,500	463,800
13	159,300	197,600	233,900	260,400	303,600	350,300	399,600	466,300
14	161,200	199,200	235,500	262,300	305,500	352,300	401,600	467,800
15	163,200	200,800	237,100	264,200	307,600	354,200	403,600	469,100
16	165,100	202,400	238,700	266,000	309,600	356,200	405,700	470,400
17	167,000	204,000	240,100	267,700	311,700	358,100	407,500	471,600
18	168,900	205,700	241,700	269,600	313,700	360,100	409,500	472,900
19	170,800	207,400	243,200	271,500	315,800	362,100	411,400	474,200
20	172,700	209,100	244,800	273,400	317,900	364,100	413,500	475,500
21	174,600	210,600	246,300	275,200	319,800	365,900	415,300	476,700
22	176,100	212,200	247,900	277,100	321,800	367,900	416,900	478,100
23	177,600	213,800	249,400	279,000	323,700	370,000	418,500	479,500
24	179,100	215,400	250,900	280,900	325,700	372,100	420,000	480,700
25	180,700	217,000	252,400	282,900	327,600	373,500	421,500	482,100

26	182,200	218,600	254,100	284,800	329,500	375,300	422,800	483,400
27	183,700	220,200	255,800	286,700	331,500	377,100	424,100	484,800
28	185,200	221,800	257,500	288,600	333,500	378,800	425,400	486,200
29	186,800	223,400	259,200	290,600	335,000	380,600	426,700	487,600
30	188,100	225,100	261,000	292,500	336,800	382,100	427,900	488,700
31	189,400	226,800	262,800	294,400	338,500	383,700	429,100	489,800
32	190,700	228,500	264,600	296,300	340,300	385,400	430,200	490,900
33	192,100	230,100	266,100	298,100	342,000	386,700	431,400	492,000
34	193,500	231,700	267,900	299,900	343,800	388,000	432,600	492,900
35	194,900	233,200	269,700	301,700	345,700	389,300	433,800	493,800
36	196,300	234,800	271,500	303,500	347,500	390,500	435,000	494,700
37	197,500	236,400	273,200	305,200	349,300	391,600	436,300	495,700
38	198,800	238,000	274,900	306,900	351,000	392,800	437,100	
39	200,100	239,600	276,600	308,600	352,600	393,900	437,500	
40	201,400	241,200	278,300	310,300	354,300	395,000	438,200	
41	202,600	242,700	280,000	312,100	355,500	395,800	438,700	
42	203,800	244,200	281,700	313,800	356,600	396,600	439,100	
43	205,000	245,700	283,400	315,500	357,800	397,400	439,500	
44	206,200	247,200	285,100	317,100	359,000	398,200	439,900	
45	207,500	248,600	286,800	318,500	360,200	398,600	440,300	
46	208,600	250,200	288,500	320,000	361,000	399,200	440,700	
47	209,700	251,800	290,200	321,500	362,200	399,700	441,100	
48	210,800	253,200	291,800	323,100	363,300	400,100	441,400	
49	211,900	254,500	293,300	324,600	364,300	400,500	441,700	
50	212,900	255,600	294,600	325,900	365,300	400,800	442,100	
51	213,900	256,700	295,900	327,200	366,300	401,100	442,400	
52	214,900	257,800	297,200	328,500	367,300	401,400	442,700	
53	215,700	259,000	298,300	329,600	368,100	401,700	443,000	
54	216,700	259,900	299,300	330,600	368,900	402,000		
55	217,600	260,800	300,300	331,600	369,800	402,300		
56	218,600	261,700	301,300	332,600	370,700	402,600		
57	219,500	262,500	302,300	333,300	371,200	402,900		
58	220,400	263,100	303,200	334,200	372,000	403,200		
59	221,300	263,700	304,100	335,000	372,800	403,500		
60	222,200	264,300	305,000	335,900	373,600	403,900		

61	223,200	265,000	305,800	336,700	374,000	404,100		
62	224,200	265,500	306,600	337,100	374,700	404,400		
63	225,200	266,000	307,400	337,800	375,400	404,700		
64	226,300	266,500	308,200	338,500	376,100	405,000		
65	227,000	267,000	308,800	339,100	376,500	405,200		
66	227,900	267,400	309,400	339,800	377,100			
67	228,800	267,800	310,000	340,500	377,800			
68	229,700	268,200	310,600	341,200	378,400			
69	230,400	268,500	311,300	341,900	378,800			
70	231,100	268,800	311,800	342,500	379,300			
71	231,800	269,100	312,300	343,100	379,800			
72	232,500	269,400	312,800	343,700	380,300			
73	233,300	269,500	313,300	344,000	380,900			
74	234,100	269,700	313,700	344,600	381,400			
75	234,900	269,900	314,100	345,200	382,000			
76	235,700	270,100	314,500	345,800	382,600			
77	236,300	270,300	314,800	346,300	383,100			
78	236,900		315,000	346,800	383,600			
79	237,500		315,200	347,300	384,100			
80	238,100		315,400	347,800	384,600			
81	238,600		315,600	348,100	384,900			
82	239,000		315,700	348,400	385,400			
83	239,400		315,800	348,700	385,800			
84	239,800		315,900	349,000	386,200			
85	240,300		316,000	349,300	386,600			
86				349,600				
87				349,900				
88				350,200				
89				350,300				
90				350,500				
91				350,700				
92				350,800				
93				350,900				

備考 この表は、次に掲げる職員であって、平成 20 年 4 月 1 日以降に新たに採用されるものに適用する。

- (1) 調剤又は薬事監視に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理及び改善に従事する栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術員
- (5) 臨床工学技士
- (6) 理学療法士その他の理学療法技術員及び作業療法士その他の作業療法技術員
- (7) 視能訓練士その他の視能訓練技術員
- (8) 言語聴覚士
- (9) 臨床心理士
- (10) 歯科衛生士

別表第3（第8条関係）

医療技術職給料表（2）

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300	436,400
2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000	439,000
3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600	441,500
4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300	444,100
5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700	446,500
6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400	449,000
7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000	451,500
8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700	454,000
9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800	456,400
10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100	458,800
11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300	461,400
12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500	463,800
13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600	466,300
14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600	467,800
15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600	469,100
16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700	470,400
17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500	471,600

18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500	472,900
19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400	474,200
20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500	475,500
21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300	476,700
22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900	478,100
23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500	479,500
24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000	480,700
25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500	482,100
26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800	483,400
27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100	484,800
28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400	486,200
29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700	487,600
30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900	488,700
31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100	489,800
32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200	490,900
33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400	492,000
34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600	492,900
35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800	493,800
36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000	494,700
37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300	495,700
38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100	
39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500	
40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200	
41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700	
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100	
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500	
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900	
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300	
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700	
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100	
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400	
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700	
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100	
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400	
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700	

53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000	
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000		
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300		
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600		
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900		
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200		
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500		
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900		
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100		
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400		
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700		
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000		
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200		
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100			
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800			
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400			
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800			
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300			
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800			
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300			
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900			
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400			
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000			
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600			
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100			
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600			
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100			
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600			
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900			
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400			
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800			
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200			
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600			
86		288,700	324,600	345,500				
87		288,900	324,800	345,800				

88	289,100	325,200	346,100				
89	289,500	325,600	346,500				
90	289,700	326,000	346,800				
91	289,900	326,400	347,200				
92	290,100	326,800	347,500				
93	290,500	327,100	347,900				
94	290,700	327,300	348,200				
95	290,900	327,700	348,500				
96	291,200	328,000	348,800				
97	291,600	328,200	349,100				
98	291,900	328,500	349,500				
99	292,100	328,800	349,900				
100	292,400	329,100	350,300				
101	292,700	329,300	350,800				
102	292,900	329,600	351,200				
103	293,100	330,000	351,600				
104	293,400	330,200	352,000				
105	293,700	330,300	352,500				
106		330,600					
107		331,000					
108		331,200					
109		331,400					
110		331,800					
111		332,200					
112		332,600					
113		332,800					

備考 この表は、次に掲げる職員であって、引継職員であるものに適用する。

- (1) 調剤又は薬事監視に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理及び改善に従事する栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術員
- (5) 臨床工学技士
- (6) 理学療法士その他の理学療法技術員及び作業療法士その他の作業療法技術員
- (7) 視能訓練士その他の視能訓練技術員
- (8) 言語聴覚士
- (9) 臨床心理士

(10) 歯科衛生士

別表第4 (第8条関係)

看護職給料表 (1)

職務の 級 号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	180,500	229,300	254,700	284,100	328,800	373,300
2	182,600	231,100	255,900	285,900	330,900	375,900
3	184,700	232,900	257,200	287,700	333,000	378,600
4	186,800	234,700	258,500	289,600	335,200	381,200
5	188,900	236,300	259,600	291,400	337,300	383,400
6	191,300	237,800	261,000	293,200	339,400	385,800
7	193,600	239,300	262,300	295,100	341,600	388,100
8	195,900	240,800	263,700	296,900	343,700	390,400
9	198,300	242,200	265,100	298,800	345,300	392,400
10	199,700	243,600	266,400	300,700	347,300	394,500
11	201,100	245,000	268,000	302,500	349,200	396,700
12	202,500	246,400	269,600	304,400	351,200	399,000
13	203,900	247,700	271,200	306,100	353,200	400,900
14	205,400	249,000	272,800	307,700	355,300	402,900
15	206,900	250,300	274,400	309,500	357,400	405,100
16	208,400	251,600	276,000	311,300	359,400	407,300
17	209,800	252,600	277,600	313,100	361,400	409,300
18	211,300	254,000	279,100	314,700	363,400	411,500
19	212,800	255,300	280,600	316,400	365,500	413,700
20	214,300	256,600	282,100	318,100	367,600	415,800
21	215,700	257,800	283,700	319,600	369,300	417,700
22	217,400	259,200	285,300	321,100	371,400	419,600
23	219,100	260,600	286,900	322,700	373,500	421,400
24	220,800	262,000	288,500	324,200	375,500	423,300
25	222,300	263,500	289,900	325,800	377,500	425,000
26	224,000	265,100	291,700	327,200	379,100	426,600
27	225,700	266,600	293,500	328,700	381,000	428,300
28	227,400	268,200	295,100	330,300	382,900	429,900

29	229,200	269,800	296,500	331,600	384,700	431,200
30	230,700	271,400	298,000	333,100	386,400	432,500
31	232,200	272,900	299,500	334,500	388,300	434,100
32	233,700	274,400	301,000	336,000	390,100	435,600
33	235,200	275,900	302,400	337,600	391,800	437,300
34	236,600	277,400	303,800	339,100	393,500	438,900
35	238,000	278,900	305,200	340,700	395,300	440,300
36	239,400	280,400	306,600	342,200	397,000	441,700
37	240,700	281,900	308,100	343,900	398,600	442,800
38	242,000	283,400	309,500	345,500	400,300	444,100
39	243,300	284,900	310,900	347,000	402,100	445,400
40	244,600	286,400	312,300	348,600	403,900	446,800
41	245,600	287,700	313,700	349,800	405,400	447,800
42	246,900	289,100	315,100	351,300	406,900	448,500
43	248,100	290,500	316,500	352,800	408,400	449,300
44	249,400	291,900	317,900	354,200	409,700	449,900
45	250,600	293,200	319,100	355,800	410,800	450,800
46	252,000	294,600	320,400	356,800	411,900	451,500
47	253,400	296,000	321,700	358,300	413,000	452,300
48	254,800	297,400	323,000	359,600	414,200	453,100
49	256,200	298,700	324,300	361,000	415,500	453,800
50	257,700	300,000	325,600	362,400	416,600	454,500
51	259,100	301,300	326,900	363,700	417,800	455,200
52	260,500	302,600	328,200	365,100	418,900	456,000
53	261,900	303,700	329,300	366,600	420,100	456,800
54	263,300	305,000	330,500	367,800	421,100	457,600
55	264,700	306,300	331,700	368,900	422,200	458,300
56	266,100	307,600	332,900	370,100	423,300	459,000
57	267,400	308,700	334,200	371,200	424,400	459,800
58	268,800	309,900	335,400	372,100	424,900	
59	270,200	311,100	336,600	373,100	425,500	
60	271,600	312,300	337,800	374,100	425,900	
61	272,900	313,600	339,000	374,700	426,500	
62	274,200	314,800	340,200	375,500	427,000	
63	275,500	316,000	341,400	376,300	427,400	
64	276,800	317,200	342,600	377,100	427,900	

65	277,900	318,400	343,700	377,800	428,500
66	279,000	319,200	344,800	378,500	428,900
67	280,100	320,000	345,900	379,300	429,200
68	281,200	320,800	347,000	380,000	429,500
69	282,400	321,500	348,100	380,600	429,900
70	283,400	322,200	349,100	381,200	
71	284,400	322,900	350,100	381,900	
72	285,400	323,600	351,100	382,500	
73	286,400	324,100	352,200	383,200	
74	287,300	324,700	353,000	383,700	
75	288,200	325,300	353,800	384,300	
76	289,100	325,900	354,600	384,800	
77	289,900	326,300	355,400	385,200	
78	290,700	326,800	356,100	385,800	
79	291,500	327,300	356,800	386,300	
80	292,300	327,800	357,500	386,600	
81	292,900	328,300	358,000	386,900	
82	293,500	328,700	358,500	387,400	
83	294,100	329,100	359,000	387,800	
84	294,700	329,500	359,500	388,100	
85	295,400	329,900	360,100	388,400	
86	295,900	330,300	360,600	388,900	
87	296,400	330,700	361,100	389,400	
88	296,900	331,100	361,600	389,800	
89	297,400	331,400	362,200	390,100	
90	297,800	331,800	362,700	390,500	
91	298,200	332,200	363,200	391,000	
92	298,600	332,600	363,700	391,400	
93	298,900	332,900	364,200	391,800	
94	299,200	333,300	364,700		
95	299,500	333,700	365,200		
96	299,800	334,100	365,700		
97	299,900	334,400	366,200		
98	300,000	334,700	366,700		
99	300,100	335,000	367,200		
100	300,200	335,300	367,700		

101	300,400	335,400	368,100			
102		335,700	368,500			
103		336,000	368,900			
104		336,300	369,300			
105		336,400	369,600			
106		336,600	369,900			
107		336,800	370,200			
108		337,000	370,500			
109		337,200	370,600			
110		337,300				
111		337,400				
112		337,500				
113		337,700				

備考 この表は、看護師であって、平成20年4月1日以降に新たに採用されるものに適用する。

別表第5（第8条関係）

看護職給料表（2）

職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900

15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800

50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200		
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900		
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500		
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200		
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700		
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300		
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800		
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200		
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300		
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600		
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900		
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400		
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800		
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100		

85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
94	280,900	314,200	347,600	365,600	
95	281,800	314,900	348,300	366,000	
96	282,800	315,500	348,900	366,300	
97	283,600	316,200	349,300	366,900	
98	284,400	316,500	349,700	367,400	
99	285,000	317,100	350,200	367,900	
100	285,900	317,800	350,600	368,400	
101	286,700	318,200	351,100	369,000	
102	287,500	318,800	351,500	369,500	
103	288,300	319,400	352,000	370,000	
104	289,100	320,000	352,400	370,400	
105	289,800	320,400	352,700	371,000	
106	290,300	320,900	353,200	371,500	
107	290,800	321,400	353,600	372,000	
108	291,300	321,900	353,900	372,500	
109	291,500	322,300	354,400	373,100	
110	291,800	322,700	354,900	373,500	
111	292,000	323,000	355,400	374,000	
112	292,400	323,300	355,900	374,500	
113	292,700	323,700	356,400	375,100	
114	292,900	324,100	356,900		
115	293,300	324,500	357,400		
116	293,600	324,800	357,800		
117	293,900	325,000	358,200		
118	294,200	325,300	358,600		
119	294,500	325,700	359,100		

120	294,900	325,900	359,600
121	295,200	326,100	360,000
122	295,600	326,400	360,500
123	295,900	326,700	361,000
124	296,300	327,000	361,500
125	296,500	327,200	361,800
126	296,700	327,500	
127	297,000	327,900	
128	297,400	328,100	
129	297,600	328,200	
130	297,900	328,500	
131	298,300	328,900	
132	298,700	329,100	
133	298,900	329,400	
134	299,200	329,800	
135	299,600	330,200	
136	299,900	330,600	
137	300,100	330,900	
138	300,400	331,300	
139	300,800	331,700	
140	301,100	332,100	
141	301,300	332,400	
142	301,700	332,800	
143	302,100	333,100	
144	302,400	333,500	
145	302,500	333,800	
146	302,800	334,200	
147	303,100	334,600	
148	303,500	335,000	
149	303,700	335,300	
150	303,900	335,700	
151	304,200	336,100	
152	304,500	336,500	
153	304,900	336,800	
154	305,100		

155	305,300					
156	305,600					
157	305,900					
158	306,200					
159	306,500					
160	306,800					
161	307,200					
162	307,500					
163	307,800					
164	308,100					
165	308,500					
166	308,800					
167	309,100					
168	309,400					
169	309,800					

備考 この表は、看護師及び准看護師であって、引継職員であるものに適用する。

別表第6（第8条関係）

事務職給料表(1)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	135,600	185,800	222,900	261,900	287,100	317,700	361,800	407,300
2	136,700	187,600	224,800	264,000	289,300	319,900	364,400	409,700
3	137,900	189,400	226,700	266,000	291,600	322,200	366,900	412,200
4	139,000	191,200	228,500	268,100	293,700	324,400	369,500	414,600
5	140,100	192,800	230,200	270,200	295,700	326,600	371,500	416,500
6	141,200	194,600	232,100	272,300	298,000	328,600	374,000	418,800
7	142,300	196,400	234,000	274,400	300,300	330,800	376,300	420,900
8	143,400	198,200	235,800	276,500	302,500	333,000	378,800	423,100
9	144,500	200,000	237,500	278,600	304,600	335,100	381,300	425,100
10	145,900	201,800	239,400	280,700	306,900	337,300	384,000	427,200
11	147,200	203,600	241,200	282,800	309,100	339,400	386,600	429,300
12	148,500	205,400	243,100	284,900	311,400	341,600	389,300	431,400

13	149,800	207,000	244,900	287,000	313,500	343,500	391,700	433,100
14	151,300	208,900	246,800	289,100	315,600	345,500	394,000	434,900
15	152,800	210,800	248,600	291,200	317,800	347,600	396,200	436,900
16	154,400	212,700	250,400	293,300	319,900	349,600	398,600	438,900
17	155,700	214,600	252,200	295,400	322,000	351,400	400,400	440,800
18	157,200	216,500	254,200	297,500	324,000	353,400	402,400	442,600
19	158,700	218,400	256,200	299,600	326,100	355,200	404,300	444,400
20	160,200	220,300	258,200	301,700	328,100	357,100	406,100	446,100
21	161,600	222,000	260,100	303,800	330,000	359,100	408,000	447,900
22	164,300	223,900	262,000	305,900	332,100	361,000	409,800	449,400
23	166,900	225,800	263,900	308,000	334,100	363,000	411,600	450,800
24	169,500	227,700	265,700	310,100	336,200	364,900	413,500	452,300
25	172,200	229,300	267,700	312,100	337,700	366,900	415,300	453,700
26	173,900	231,100	269,600	314,200	339,600	368,800	416,800	455,000
27	175,600	232,800	271,500	316,300	341,500	370,800	418,300	456,300
28	177,300	234,600	273,400	318,400	343,400	372,800	419,900	457,500
29	178,800	236,100	275,300	320,400	345,100	374,300	421,500	458,500
30	180,600	237,600	277,200	322,500	347,000	376,100	422,800	459,200
31	182,400	239,100	279,100	324,600	348,900	377,900	424,100	460,000
32	184,200	240,600	281,000	326,700	350,700	379,500	425,300	460,700
33	185,800	242,100	282,700	328,400	352,600	381,300	426,500	461,400
34	187,300	243,600	284,600	330,400	354,400	382,700	427,800	462,200
35	188,800	245,100	286,500	332,500	356,200	384,200	429,100	462,900
36	190,300	246,700	288,400	334,600	357,900	385,800	430,300	463,500
37	191,600	248,000	290,100	336,500	359,300	387,200	431,500	464,000
38	192,900	249,600	291,800	338,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	194,200	251,200	293,400	340,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	195,500	252,800	295,000	342,500	363,400	390,700	433,900	465,800
41	196,900	254,200	296,700	344,400	364,700	391,800	434,500	466,300
42	197,700	255,600	298,200	346,300	365,600	393,000	435,200	466,800
43	198,500	257,000	299,700	348,200	366,700	394,200	435,900	467,200
44	200,300	258,400	301,200	350,100	367,800	395,300	436,600	467,500
45	201,900	259,700	302,700	351,600	368,600	396,000	437,400	467,800
46	203,300	261,100	304,100	353,100	369,500	396,700	438,200	
47	204,600	262,500	305,500	354,600	370,400	397,400	438,600	

48	205,900	263,900	306,900	356,100	371,300	398,100	439,300	
49	207,100	265,100	308,200	357,800	372,200	398,700	439,800	
50	208,200	266,400	309,500	358,700	373,000	399,300	440,200	
51	209,300	267,700	310,800	359,900	373,800	399,800	440,600	
52	210,400	269,000	312,100	360,900	374,600	400,200	441,000	
53	211,600	270,100	313,200	361,800	375,300	400,600	441,400	
54	212,600	271,400	314,200	362,900	376,000	400,900	441,800	
55	213,600	272,700	315,200	363,900	376,700	401,200	442,200	
56	214,600	274,000	316,200	365,000	377,400	401,500	442,500	
57	215,400	275,100	317,200	365,900	377,900	401,800	442,800	
58	216,400	276,200	318,100	366,600	378,500	402,100	443,200	
59	217,300	277,300	319,000	367,300	379,100	402,400	443,500	
60	218,300	278,400	319,900	368,000	379,800	402,700	443,800	
61	219,200	279,600	320,700	368,500	380,200	403,000	444,100	
62	220,200	280,600	321,500	369,100	380,900	403,300		
63	221,200	281,600	322,300	369,800	381,500	403,600		
64	222,200	282,600	323,100	370,500	382,100	403,900		
65	223,000	283,500	323,700	370,900	382,500	404,200		
66	224,000	284,400	324,300	371,600	383,100	404,500		
67	225,000	285,300	324,900	372,300	383,700	404,800		
68	226,100	286,200	325,500	373,000	384,300	405,100		
69	226,900	287,100	326,200	373,300	384,700	405,300		
70	227,700	287,900	326,700	373,600	385,200	405,600		
71	228,500	288,700	327,200	373,900	385,700	405,900		
72	229,300	289,500	327,700	374,200	386,300	406,200		
73	230,100	290,100	328,200	374,300	386,600	406,400		
74	230,800	290,600	328,500	374,600	387,000	406,700		
75	231,500	291,100	328,800	374,900	387,400	407,000		
76	232,200	291,600	329,100	375,200	387,800	407,200		
77	233,000	292,000	329,200	375,300	388,100	407,400		
78	233,800	292,400	329,500	375,400	388,400	407,700		
79	234,600	292,600	329,800	375,500	388,700	408,000		
80	235,400	293,000	330,100	375,600	389,000	408,200		
81	236,100	293,200	330,200	375,800	389,200	408,400		
82	236,800	293,500			389,500	408,700		

83	237,500	293,900			389,800	409,000		
84	238,200	294,200			390,000	409,200		
85	239,000	294,500			390,200	409,400		
86	239,700	294,800			390,500			
87	240,400	295,100			390,800			
88	241,100	295,500			391,000			
89	241,900	295,800			391,200			
90	242,400	296,200			391,500			
91	242,900	296,600			391,800			
92	243,400	297,000			392,000			
93	243,700	297,100			392,200			
94		297,500						
95		297,900						
96		298,300						
97		298,500						
98		298,900						
99		299,100						
100		299,400						
101		299,600						
102		299,800						
103		300,000						
104		300,200						
105		300,400						

備考 この表は、平成20年4月1日以降に新たに採用される他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第7(第8条関係)

事務職給料表(2)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月 額 円	給料月 額 円	給料月 額 円	給料月 額 円	給料月 額 円	給料月 額 円	給料月 額 円	給料月額 円
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700

3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000

38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		

73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700		
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000		
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200		
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400		
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400		
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500			
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800			
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000			
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200			
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800			
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000			
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200			
94		294,000	341,800					
95		294,400	342,300					
96		294,800	342,700					
97		295,000	342,800					
98		295,300	343,300					
99		295,700	343,700					
100		296,100	344,000					
101		296,300	344,300					
102		296,600	344,700					
103		297,000	345,100					
104		297,300	345,500					
105		297,500	346,000					
106		297,800	346,400					
107		298,200	346,800					

108		298,500	347,200					
109		298,700	347,700					
110		299,100	348,100					
111		299,500	348,400					
112		299,800	348,700					
113		299,900	349,200					
114		300,200						
115		300,500						
116		300,900						
117		301,100						
118		301,300						
119		301,600						
120		301,900						
121		302,300						
122		302,500						
123		302,800						
124		303,100						
125		303,400						

備考 この表は、引継職員のうち他の給料表の適用を受けないすべての職員及び那覇市からの派遣職員に適用する。

別表第8(第8条関係)

削除

別表第8の2(第8条関係)

医師事務作業補助員給料表

職務の 級 号給	1級	2級	3級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	140,100	170,000	185,800
2	140,800	170,700	186,700
3	141,500	171,500	187,700
4	142,200	172,200	188,600
5	142,900	172,900	189,500

6	143,600	173,600	190,400
7	144,300	174,300	191,300
8	145,000	175,000	192,200
9	145,700	175,700	193,100
10	146,500	176,600	194,200
11	147,300	177,400	195,200
12	148,100	178,200	196,200
13	148,900	179,000	197,200
14	149,800	180,000	198,400
15	150,700	181,000	199,600
16	151,700	182,000	200,900
17	152,500	182,800	201,900
18	153,400	183,800	203,100
19	154,300	184,800	204,300
20	155,200	185,800	205,500
21	156,000	186,700	206,600
22	157,100	187,800	208,000
23	158,100	188,800	209,300
24	159,100	189,800	210,600
25	160,200	190,900	212,500
26	160,900	191,800	213,700
27	161,600	192,700	214,900
28	162,300	193,600	216,100
29	162,900	194,400	217,200
30	163,600	195,300	218,500
31	164,300	196,200	219,800
32	165,000	197,100	221,100
33	165,600	197,900	222,200
34	166,200	198,700	223,300
35	166,800	199,500	224,400
36	167,400	200,300	225,500
37	167,900	201,000	226,400
38	168,400	201,700	227,300
39	168,900	202,400	228,200
40	169,400	203,100	229,100
41	170,000	203,800	230,100

42	170,500	204,500	231,000
43	171,000	205,200	231,900
44	171,500	205,900	232,800
45	172,000	206,400	233,600
46	172,500	206,900	234,500
47	173,000	207,400	235,400
48	173,500	207,900	236,300
49	174,000	208,400	237,100
50	174,400	208,800	237,900
51	174,800	209,200	238,700
52	175,200	209,600	239,500
53	175,700	210,100	240,300
54	176,100	210,500	241,000
55	176,500	210,900	241,700
56	176,900	211,300	242,400
57	177,200	211,600	243,000
58	177,600	212,000	243,700
59	178,000	212,400	
60	178,400	212,800	
61	178,800		
62	179,200		
63	179,600		
64	180,000		
65	180,300		
66	180,700		
67	181,100		
68	181,500		
69	181,800		
70	182,100		
71	182,400		
72	182,700		
73	183,000		
74	183,300		
75	183,600		
76	183,900		

備考 この表は、医師事務作業補助員である職員に適用する。

別表8の3 (13条関係)

給料表	職	支給額
医師・歯科医師給料表	副院長	102,400円
	診療部長、医療技術部長、医療支援部長	79,700円
医療技術職給料表 (1)	副院長	91,200円
	薬剤部長	63,700円
	医療技術職給料表 (2)	技師長、副薬剤部長、療法士長
副技師長、栄養室の室長		43,300円
看護職給料表 (1)	副院長	84,600円
看護職給料表 (2)	看護部長	53,500円
	副看護部長	44,000円
事務職給料表 (1)	事務局長	76,500円
	次 長	63,900円
	課長、室長又はセンター長	50,700円
	事務職給料表 (2)	副参事、担当副参事

別表第9(第16条関係)

期間の区分	支給月額 (円)
1年未満	306,900
1年以上2年未満	306,900
2年以上3年未満	306,900
3年以上4年未満	306,900
4年以上5年未満	306,900
5年以上6年未満	306,900
6年以上7年未満	306,900
7年以上8年未満	306,900
8年以上9年未満	306,900
9年以上10年未満	306,900
10年以上11年未満	306,900
11年以上12年未満	306,900
12年以上13年未満	306,900
13年以上14年未満	306,900
14年以上15年未満	306,900
15年以上16年未満	306,900

16年以上17年未満	302,500
17年以上18年未満	298,100
18年以上19年未満	293,700
19年以上20年未満	289,300
20年以上21年未満	284,900
21年以上22年未満	273,000
22年以上23年未満	260,800
23年以上24年未満	249,000
24年以上25年未満	237,100
25年以上26年未満	225,100
26年以上27年未満	210,000
27年以上28年未満	195,200
28年以上29年未満	180,300
29年以上30年未満	165,100
30年以上31年未満	147,800
31年以上32年未満	130,400
32年以上33年未満	113,300
33年以上34年未満	82,800
34年以上35年未満	55,000

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。